

# 1月5日 緊急事態宣言

# みんなであげ豪雪をのりきり！

秋田市は十二月から記録的な大雪となり、市では一月五日、「緊急事態宣言」を発して災害対策本部を設置。道路の除排雪に全力をあげていますが、まとまって降る雪の量に作業が追いつかない状態が続いています。本来の本格的な冬はまだまだこれからです。豪雪に打ち勝ち市民生活を確保するため、市民あがて除排雪に取り組むよう、ご協力をお願いします。



広面地区での除排雪作業

道路の除排雪についての問い合わせは  
豪雪対策本部tel(864)3643

雪害に関する情報は  
災害対策本部tel(866)2021

本部からの情報は秋田市ホームページ(毎日更新)  
<http://www.city.akita.akita.jp/>  
携帯用サイト <http://www.city.akita.akita.jp/i/>

## 予想以上の 降雪に大苦戦

この冬の秋田市は、昭和四十八年の豪雪を超える冬將軍におそわれています。十二月の累積降雪量は二二六センチを記録し、昭和四十八年十二月の降雪を二十一センチ上回りました。

十二月だけで当初準備していた約五億円の除排雪経費を使い切り、緊急に五億円の予算を追加したところです。突然の大雪に三百台を超える除雪車をフル回転していますが、狭い道路までなかなか手が回らず、市民の皆さまにたいへんご不便をおかけしています。豪雪対策本部への問い合わせの電



堆雪場も雪でいっぱい

話は、一日千件を超える日もありました。「四八豪雪」の際は、一月中にも累積二一センチの雪が降っています。市では現在、小中学校の始業に合わせて通学路の確保にも力をそいでいるところです。

道路の除排雪には、国・県のほか、河辺・雄和地域の余剰機械や市外業者の機械も数多く導入し、二十四時間体制で取り組んでいます。機械と人手にも限界があることから、これからもどうかご協力をお願いいたします。

## 近所の公園を 付近住民の堆雪場に

市では、「旧空港跡地(新屋)」、「雄物新橋下流の河川敷新屋」、「飯島事業所跡地」に堆雪場を設けていますが、このうち「飯島事業所跡地」は十二月の雪で満杯になってしまいました。

そのため、新たな堆雪場として、「秋田港外港付近の工業用地」(元大王製紙予定地 左上地図参照)を確保しました。また、町内会や付近住民のかたが雪を捨てる場所として、街区公園や児童遊

# 新しい 堆雪場です！



## だれでも使える堆雪場

「旧空港跡地(新屋)」「雄物新橋下流の河川敷(新屋)」のほか、新たに秋田港に堆雪場を設けました。どうぞご利用ください。



**秋田港外港付近  
工業用地**  
(元大王製紙予定地)

どなたでも  
利用できます

## 付近住民のかたが使える堆雪場

お近くの街区公園、児童遊園地などを堆雪場として開放します。雪捨て場となった園内には子どもたちが立ち入らないよう、十分ご注意ください。

下記の旧農業試験場跡地も開放します。



**仁井田の  
旧農業試験場跡地**

事業所からの排雪は  
できません



まずは幹線道路、バス路線などの通行を確保

園地などお近くの公園、仁井田の旧農業試験場跡地(左地図)も使っていたらくことにしました。ただし事業所から公園などへの雪の搬入は禁止します。

## 生活道路の排雪に 協力をお願いします

ご自宅周辺の生活道路の排雪については、雪山が障害となる狭い交差点などは排雪していますが、通り全体の排雪までは手が回りません。どうか近隣のみなさんの協力をお願いいたします。地域のみなさんで除排雪作業をする際には、運転手付きのダンプかローダ(雪の積込機械)のいずれかを無料でお貸ししていますので、あらかじめ豪雪

対策本部へご相談ください。

なお、狭い交差点などの除排雪が必要な場合は、町内会長さんか地区の代表のかたを通じて、豪雪対策本部へご連絡ください。

## 屋根の雪下ろしは くれぐれも安全に

高齢者や障害者だけのご家庭の除雪や屋根の雪下ろしは、民生児童委員などから連絡を受けて、災害対策本部で対応しています。一般家庭でも、屋根の雪下ろしをすることがあると思われませんが、毎年必ず事故のニュースが聞かれます。命綱を付けるなど安全には十分に配慮して行ってください。

## 高齢者の 宅地内の 雪よせをお手伝い



高齢で宅地内の雪よせが大変なかたに、1週間に1回(1回1時間以内)、シルバー人材センターの生活援助員がお手伝いします。事前に申し込みが必要です。

**対象** おおむね65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯のかた

**料金** 1回300円(生活保護世帯などのかたは、軽減されます)

**申し込み** 高齢福祉課☎(866)2095、または最寄りの在宅介護支援センターへどうぞ。

### ご注意ください

\* 除雪車を通った後にできる宅地の外の雪のかたまりや凍った雪の処理、屋根の雪下ろしは対象となりません。  
\* 降雪量が多くなると依頼が集中するため、すぐに生活援助員が行けない場合もあります。